高介第2263号

令和２年８月21日

各市町村・くすのき広域連合

介護保険担当課（室）長　様

大阪府福祉部高齢介護室長

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等資格の取扱いについて（通知）

　日頃から大阪府福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、令和２年２月25日付け及び令和２年３月18日付け厚生労働省老健局振興課発事務連絡に基づき、大阪府登録の介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の資格更新時期を経過した場合は、大阪府が認める期間内は資格を喪失しない取扱い（以下「特例措置」という。）を行っています。

この度、特例措置について、下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

記

１．特例措置の概要

以下の対象者については、大阪府が認める期間内は、介護支援専門員等の資格を喪失しない取扱いとします。

２．特例措置の対象者

大阪府登録の介護支援専門員で、有効期間満了日が令和３年1月1日から令和４年12月31日までの者

３．大阪府が認める期間

本来の有効期間満了日の翌日から２年間

４．特例措置にかかる証明の取扱い

「新型コロナウイルス感染症に係る資格喪失の特例適用証明（別紙参照）」及び介護支援専門員証（以下「証」という。）又は主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書により、有効期間満了後であっても大阪府が認める期間内は介護支援専門員等の資格を喪失しない旨を証明することとします。

５．特例措置期間内に資格の更新を行った場合の証等の有効期間

特例措置で定めた期間内に介護支援専門員法定研修を修了し、介護支援専門員等にかかる資格の更新を行った場合、新たな証及び主任介護支援専門員の有効期間は、現在の証等の有効期間満了日の翌日から５年を経過する日までとなります。

【お問合せ先】

大阪府福祉部高齢介護室

介護支援課　利用者支援グループ

電話：０６－６９４１－０３５１

内線：６６６９、４４７５